

広島県告示第八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
口田南二丁目六地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区		町・丁目		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安佐北区		口田南二丁目						九三六番一十九三六番二	標柱一号及び十三号		
						二三四番五	標柱二号				
						一三四番一〇	標柱三号				
						二三四番一	標柱四号				
						一〇二八番	標柱五号				
						二番一	標柱六号				
						三番一地先水路敷	標柱七号				
						一〇三八番三	標柱八号				
						一〇二一番二	標柱九号				
						一〇二三番	標柱十号				
						九四一番三地先水路敷	標柱十一号				
						九三八番	標柱十二号				